

## <別記 1>

# 大庄特別栽培農産物

### 1 目的

農薬及び化学肥料の施用量を大幅に削減した農産物等の栽培を推進し、環境にも配慮した農産物を取り扱うことで、お客様に安全、安心な食材を提供する。

### 2 内容

化学合成農薬及び化学合成肥料(窒素成分量)を、当該地域の慣行栽培基準※より大幅に削減した栽培を推奨する。

※当該都道府県が定めた基準

### 3. 大庄特別栽培農産物の種類(当該都道府県の慣行栽培に対する削減率で区分)

区分		化学合成農薬 (成分回数)	化学合成肥料 (窒素成分量)	備考 有機 JAS 法、及び同 ガイドラインの規程
大庄特別栽培 農産物	A-1	不使用	不使用	有機農産物
	A-2	不使用	5 割減	特別栽培農産物
	A-3	7 割減	不使用	
	A-4	7 割減	5 割減	
大庄特別栽培 に準ずる 農産物	B-1	5 割減	不使用	
	B-2	5 割減	5 割減	
	C-1	不使用	慣行	-
	C-2	5 割減	慣行	

※化学合成肥料の情報がない場合は、慣行栽培とみなします。

#### <その他の要件>

- ① 遺伝子組み換え種子及び種苗を使用しない。
- ② 要請に応じ、栽培履歴評価に必要な項目を満たした栽培履歴を提供する。

### 4. その他

- (1) 総合科学新潟研究所の栽培履歴調査をもって、大庄特別栽培の区分を独自に評価する。
- (2) 大庄特別栽培農産物(A区分)の取り組みが行われるよう、産地のレベルアップを働きかけ、主要な使用食材となるように努める。